

社会資本整備審議会 建築分科会

第9回アスベスト対策部会 第68回アスベスト対策ワーキンググループ合同会議

平成31年3月8日

(開会)

【事務局】 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、第9回アスベスト対策部会及び第68回アスベスト対策ワーキンググループ合同会議を始めさせていただきます。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願ひします。マスコミの方へのお願ひですが、カメラ撮りは配付資料の確認の終了後までとなっておりますので、ご協力よろしくお願ひします。

部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でホームページ等において公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願ひします。

次に、定足数の確認ですが、本日は全ての委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日はアスベスト対策部会に設置されておりますアスベスト対策ワーキンググループとの合同開催としておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、冒頭に、事務局からご挨拶を申し上げます。

【事務局】 委員の皆様方におかれましては、平素より建築住宅行政の推進に格別のご尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日はご多用の中、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会並びにアスベスト対策ワーキンググループの合同会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会につきましては、アスベストが社会問題化されたことを受けまして、建築物におけるアスベスト対策についてご審議をいただくために平成17年8月に設置されました。同年の12月には部会での集中的な審議をいただきまして、建議が取りまとめられたところでございます。国土交通省といたしましては、この建議を受けて、建築基準法の改正などの対応をとってまいりました。

また、この建議を踏まえて、さらに国土交通省としての施策についてご検討いただくために、平成20年に、部会のもとにアスベスト対策ワーキンググループを設置させていた

だきまして、活発にご議論をいただいていたところでございます。

前回の部会は平成29年5月に開催しておりますが、それ以降の取り組みにつきまして、後ほど事務局より説明をさせていただきますが、簡単に申し上げますと、地方公共団体による小規模建築物を含めた民間建築物に係るアスベスト調査台帳の整備の推進、関係する業界団体との連携による周知方策の検討、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しなど、アスベスト対策に関する取り組みを着実に進めてまいりました。

本日は、こうした民間建築物におけるアスベスト対策の最近の状況や、これまでの取り組み状況についてご報告させていただき、これらを踏まえた今後の進め方についてのご議論をお願いしたいと考えております。

結びに、委員の皆様方におかれましては、国土交通行政に対し、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう改めてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の裏側が配付資料一覧になってございますので、そちらと照らし合わせてご覧ください。

資料1が「民間建築物におけるアスベスト対策の最近の状況について」というパワーポイント、横使いのものでございます。資料2が「民間建築物のアスベスト対策の取り組み状況について」という、これは縦使いのホチキス留めのものでございます。それから資料3が「今後の取り組み方針について(案)」という、これも縦使いの綴じたものでございます。

このほか参考資料の1、2、3、それから参考資料4-1、4-2、4-3、そして参考資料5、6、7ということで、最後の参考資料7「社会資本整備審議会令の抜粋」までの資料をお配りしてございます。もし欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

マスコミの方、カメラ撮りはここまででお願いをいたします。

社会資本整備審議会の委員につきましては、本年2月末に委員改選が行われてございます。アスベスト対策部会の委員の皆様にも変更がございましたので、改めて委員の先生方をそれぞれご紹介させていただきます。

委員として、〇〇委員でございます。

**【〇〇委員】** 〇〇です。

【事務局】 ○○委員でございます。

【○○委員】 ○○でございます。

【事務局】 それから、臨時委員として○○委員でございます。

【○○委員】 ○○でございます。

【事務局】 ○○委員でございます。

【○○委員】 ○○です。

【事務局】 専門委員として、○○委員でございます。

【○○委員】 ○○です。

【事務局】 それから、○○委員でございます。

【○○委員】 ○○です。

【事務局】 それから、○○委員でございます。

【○○委員】 ○○でございます。

【事務局】 以上、7名の委員でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日まで出席いただいておりますアスベスト対策ワーキンググループの委員の方のご紹介もさせていただきます。

ワーキンググループのほうは、先ほど臨時委員としてご紹介させていただきました○○委員に主査を務めていただいております。それから、○○WG委員は、少し遅刻されるということで伺っております。

そして、本日は○○WG委員にご出席をいただいております。

【○○WG委員】 ○○でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】 以上の委員にご臨席いただいておりますので、よろしくお願ひします。

(部会長の互選)

【事務局】 続きまして、委員改選に伴いまして、改めて部会長の互選をお願いしたいと存じます。社会資本整備審議会令第7条第4項によりまして、部会長は本委員の互選ということになってございます。ご推薦等はございますでしょうか。

○○委員、いかがでしょうか。

【○○委員】 ○○先生にお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。ただいま○○委員より、○○委員のご推薦がございました。○○委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 はい。お引き受けいたします。

【事務局】 それでは、〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(資料1：民間建築物におけるアスベスト対策の最近の状況について)

【事務局】 では、以後の議事運営につきましては、部会長をお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 〇〇でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

民間建築物におけるアスベスト対策の進め方が本日の議事となっております。まず、民間建築物におけるアスベスト対策の最近の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料1をご覧ください。資料1「民間建築物におけるアスベスト対策の最近の取り組み状況について」ということで、まず1枚おめくりいただいて、1ページ目をご覧ください。

前回、第8回アスベスト対策部会は、平成29年5月17日に開催しておりますが、その際にこちらの部会から、今後の取り組み方針としてご提案いただいた内容について、大きくまとめますとこの左側の緑色の枠に書いておりますように、2つの取り組み方針をお示しいただいております。

まず、1つ目は①で、対象となる建築物の優先順位を定めた対策ということで、こちらについては、従来、1,000㎡を超える建築物については、平成17年から国土交通省のほうでも全国の取り組み状況のフォローアップ調査を行ってきているところでございますが、1,000㎡を超えるものだけではなくて、小規模建築物も含めた平成元年以前の建築物で不特定多数の者が利用するもの、こういったものについても台帳整備を促進すべきではないか、その台帳整備を促進した上で、実際にアスベストが使用されている建築物については、除去などの対策をしっかりと進めるべきではないかといった取り組み方針をお示しいただいたところでございます。

②で、重点的な周知徹底という項目になりますけれども、こちらに関しましては、10

年以上、国土交通省においてもできるだけ民間建築物の所有者の方に対策を進めていただくための周知活動を行ってきたところではございますが、大規模建築物の例を見てもわかりますように、なかなか最後まで調査が終わり切らないというところがございます。こういったところについては、全方位的に、いろいろな方に周知をするというよりは、もう少し特定の業種ですとか関係団体の方に直接お話をし、そういった特定の業種の中でしっかり深く周知を行っていただくような連携をとりながら、効率的な周知を図っていくことが必要ではないかということで、特定の用途に関わる業界団体との連携を踏まえた重点的な周知活動を展開すべきと、そういった方策が示されたところでございます。

こういった取り組みを実施していくためにということで、右側の「国土交通省」と書かれている枠の中でございますけれども、それぞれ①、②に対応する取り組みとしまして、台帳整備に関しましては、平成29年9月末までにまずリストアップをするようにということで、平成29年6月、部会の直後に国土交通省から通知を発出いたしまして、台帳整備をまずは進めるということを求めたところでございます。

また、②にございますように、重点的な周知徹底という取り組みに関しまして、国土交通省だけではやはり対応にも限界があるということで、地方公共団体にも積極的に関わっていただくために、地方公共団体の職員自身にもアスベストの専門的な知識を持っていただいて、それぞれの地方公共団体の中で、地域の特定の用途に関わる業界団体との連携を深めていただき、講習会などを行っていただくということを想定しまして、講師を養成するための講習、講師養成講習と書かせていただいておりますけれども、こういったものを開催することを当面の施策として掲げさせていただいたところでございます。本日はこの施策に関しまして、実際に前回部会以降、どういう取り組みを進めてきたかという現状についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

①に関するものということで、次のページから始まります地方公共団体におけるアスベスト調査台帳の整備状況ということで、現状をご報告させていただきます。

3ページ目をご覧くださいますと、小規模建築物の調査台帳の整備状況のご報告ということになります。ここで申し上げている小規模建築物というのは、この右下のほうに米印で書いておりますけれども、今までは1,000㎡以上を対象にしておりましたので、1,000㎡未満で、延べ面積がおおむね300㎡以上の建築物で、特に①の集会場など、人が一定程度集まるような用途のものですとか、②のホテル及び旅館、③の飲食店、物販店舗といったような人が出入りするような用途、それから④で、地方公共団体の中で地域の

特定の用途は、それぞれ自治体の中でもご判断いただきながら台帳整備を進めていただくということの呼びかけをしております。

その結果でございますけれども、左側の円グラフに書かれておりますとおり、現状、9割以上の特定行政庁で、小規模建築物の台帳整備には既に着手いただいている状況でございます。円グラフの赤枠で囲っている部分が今の9割以上と申し上げた部分に当たりますが、このうち、青く塗り潰しているところに関しましては、調査台帳のリストアップが既に終わっていて、かつ、そのリストアップされた建築物のアスベストの使用実態の調査まで済んでいるところが17%、その後、青線の網掛けとしている部分については、こちらは、リストアップは終わっていますけれども、個々の建築物の調査については現在実施中というものです。最後、青線が水平方向に引かれている部分に関しましては、アスベスト台帳のリストアップをしている最中のものになりますので、全体としては、9割がもう既にリストアップには着手している状況ではございますけれども、内容の調査まで終わっているところ、もしくは、着手までできているところは半数にとどまっているというのが現状でございます。前回の部会以降、小規模建築物についても調査をしっかりと行うべきということについての取り組みについては、現状、こういった内容となっております。

引き続きまして、前回の取り組み方針の2つ目で掲げられていた内容が、次の「関係業界団体と連携した周知について」という項目でございます。5ページをご覧ください。こちらにございますように、先ほど申し上げた講師養成講習というものを東京会場、大阪会場で開催いたしまして、それぞれ、地方公共団体の職員の方にご参加いただきましたという状況でございます。この際、テキストを作成いたしまして、こちらに関しましては、本日ご参加いただいている〇〇WG委員にも多大なるご協力をいただきまして、テキストの中では、特に不動産関係ですとか、宅地建物取引関係の業界の方向けの内容になっておりますが、こういったものだけではなく、ほかの用途についても目配りをしましょうということで、その次の6ページにおいて示しているように、ホテル・旅館業界や物販業界に対する周知も進めていこうと考えております。

こちらは、まず、講師養成講習の前の段階ということで、国土交通省で、直接関係する業界団体のヒアリングを行ったところがございます。ヒアリングを行ったところ、それぞれの団体の支部などで行うセミナーの1つの項目として、アスベストに関するテーマを取り上げるということですか、メーリングリストなどを使った周知活動といったことには協力できるのではないかという感触をいただいているところでございます。

また、次の7ページをご覧ください。こういった業界に関しまして、国土交通省による講習を既に試験的に行っておりまして、具体的には、ホテル・旅館業界を対象とした説明会ですとか物販店舗業界を対象とした説明会をそれぞれ実施してきているところがございます。こういったいくつかの業界については、国土交通省でも直接説明会を行っておりますが、ここの説明会で行った内容を踏まえまして、今後、マニュアルの整備も進めながら、地方公共団体において特定の用途に関わる業界団体と連携を図るための支援策も講じていきたいと考えている部分でございます。

8ページをご覧くださいと思いますが、講師養成講習に関しまして、先ほど申し上げたのは、あくまで国土交通省としての取り組みになりますけれども、実際に国土交通省の講師養成講習を受けた地方公共団体職員が、地方公共団体の中で特定の用途に関わる業界団体との連携をとった講習会をどのように行っているかについてもフォローアップ調査をさせていただきました。

左下の円グラフにございますように、8割近くの都道府県において、既にそういった説明会は開催済みというお答えをいただいております。また、連携する業界団体としましては、当初想定した団体が中心になっておりますけれども、宅地建物取引業協会を中心とした連携を図っており、それぞれの地方における不動産協会と連携を図った説明会といったものも行っている状況でございます。

また、地方公共団体によっては、もう少しいろいろな取り組みをとということで、積極的に、建築士の関係団体ですとか、もしくは解体関係の業界といったところの説明会を行っている例もございました。

以上が、前回の部会でご提示いただいた取り組み方針についての国土交通省における現状の取り組み状況のご報告になります。

続きまして、次のページから、前回の取り組み方針でお示しいただいた内容にさらに加える形で、その後、国土交通省で行ってきました取り組みの一つとして「建築物石綿含有建材調査者制度の見直しについて」ということもございますので、こちらのご報告をさせていただきますと思います。

おめくりいただいて10ページ、こちらはおさらいになりますけれども、平成25年から、国土交通省におきましては建築物石綿含有建材調査者制度といったものを設けまして、アスベストに関する専門的な知識を有する方を育成するといった制度を運営しているところでございます。これは、アスベスト対策ワーキングの中で議論をいただいてまとめ上げ

た制度であり、今まで、平成25年から5年間にわたって国土交通省においてこうした制度を行っていましたが、右下のグラフを見ていただきますと、育成状況が、今のところ、直近で1,000人を超えた1,074名でございます。

次の11ページにおいて示すように、調査者が0人の都道府県は既に解消しております、一定程度、調査者も確保できている状況ではございますが、都道府県別に見ますと、まだ一部偏りがあるということで、数が非常に少ないところと多いところで偏在が見られるところもございます。調査者に関しましては、実際にアスベストが使われている建物の所有者が相談をしていくような、そういった専門家ということで働いていただくことを期待しておりますが、地域によっては、窓口として対応できる方が少なく対応し切れないケースもあるのかと考えておまして、もう少し人数を増やしていくところについては、てこ入れが必要かと考えております。

そのてこ入れに関しての具体的な取り組みを進める前に、現制度にはどういった課題があるのかということを検討いたしました。12ページをご覧ください。ここでは、左側のほうで、実際の調査者の方にアンケートに協力いただきまして、どういった場で仕事が行われておられるかということでご回答いただきました。国土交通省として想定しているような平時の調査についても、当然、仕事があるということではございましたが、それ以上に、増改築・改修、解体といったような建物の工事を行うときの、レベル3建材なども想定したような現場での実績が多いという実態が明らかとなりました。そうしますと、現状のもともとのテキストでは、レベル1、2を中心としたテキストになっておりましたが、レベル3に関する必要性も高まっていることが浮き彫りになった状況でございます。

また、右側のテーマになりますけれども、実際に、なかなか人数が増えない、受けていただけないところがどういう理由によるものなのかということも調べてみました。平成29年に、厚生労働省さんのほうでアスベストの事前調査に関する講習会を行った際に、国土交通省で運営している調査者制度の受講が支障になるのはどういう理由なのかということもアンケートにご協力をいただきました。アンケートの結果によりますと、受講料が高いということと受講日数が長いということで、実際にお仕事をしながら受けるというのはなかなか難しいといった状況も見てとれるという調査結果が得られました。

こういった、現状や、もともとの制度の課題も踏まえまして、その次の13ページをご覧ください。厚生労働省さん、環境省さんにご相談させていただき、今まで国土交通省単独で、この講習制度、調査者制度を運営してまいりましたけれども、3省連携という形に

しまして制度を運営していくことで、さらなる人の拡充を図ったり、調査の内容、テキストの充実を図っていったりすることにしたらどうかということで、制度の見直しを行いました。13ページの資料を見ていただくとわかりますように、主体としては、国土交通省だけではなく、厚生労働省さん、環境省さんとも一緒に行っていく形にしまして、講習実施機関の登録を行っていきこうという制度になっております。

また、講習の中身に関しましては、その下の表をご覧くださいと思います。今までは「建築物石綿含有建材調査者」という名前になっておりましたが、新しい制度の中では表の左側を「特定建築物石綿含有建材調査者」ということで、講習の内容に関しましては、講義、実地研修、筆記試験及び口述試験とし、従来と同じ講習を受けていただくコースを準備しているのが「特定建築物石綿含有建材調査者」のコースになります。少しややこしいのですが、新しい制度の中では、表の右側が「建築物石綿含有建材調査者」ということで従前と同じ名前になっており、名前上はクロスしているのですが、新しいコースとして講義と筆記試験のみによる「建築物石綿含有建材調査者」というものを用意しまして、受講の負担を軽減するといった工夫をしたところです。

また、講習で対象とする石綿含有建材についても、従来はレベル1、2が中心でしたけれども、レベル3についても対象に組み込むということで、通常の使用状態の調査だけではなく、解体などの工事前調査も想定したレベル3も含めた調査者のテキストの充実を図ったというのが今回の見直しの内容になっております。

こういった見直しを行った結果については、14ページをご覧ください。この10月から制度の運用を開始しております、今年度、既に調査者講習を行ってございます。下の表の左側の「特定建築物石綿含有建材調査者講習」に関しましては、新しい講習制度に切りかわる前から募集しておりましたので、受講人数73名というのは、おそらく、もともと受けるご予定だった方がスライドで受けておられると思われませんが、右側の「建築物石綿含有建材調査者講習」については完全に新規で行ったものですので、こちらは新しいニーズの掘り起こしにつながっている部分そのものかと思っております。東京会場、大阪会場それぞれ開催していただきまして、合計で148名の受講者がございましたので、近年、合格者の人数で言いますと、1回あたり70名、60名ぐらいの講習受講状況でございましたから、今回、これだけ多くの方が短期間にもかかわらず受講していただけたということは、今後、調査者の人数を増やしていくという目的を達成していくための一助になるのではないかなと考えております。

加えて、現状では、講習機関としては日本環境衛生センターさんのみという状況ではございますけれども、今後は建設業の労災関係の協会などにも講習機関として加わっていただくように、厚生労働省さんとも協力しながら進めていきたいと考えておりますので、受講機会の地域的な偏在を解消していきたいと考えているところでございます。

また、「特定建築物石綿含有建材調査者」と「建築物石綿含有建材調査者」の間で実地研修の有無というところで講習内容では差がついておりますが、学ぶ内容で差がついたところで、実際の仕事の中でできるだけ差がつかないようにということで、15ページに示すように、「建築物石綿含有建材調査者」の方に、実地研修は受けていなくても、できるだけ実地に近い環境を視覚的な形で学んでいただくということで、映像教材を準備させていただきました。こちらは20分ほどの映像教材で、実際にアスベストがまだ使用されている建築物でベテランの調査者の方に協力をいただきながら、こういったところをちゃんとチェックしていくべきだとか、テキスト情報だけではなかなかわかりづらい、視覚的にアスベストの実態といったものも映像で映して、講習現場でこういった内容を流すことで実地研修の部分をフォローするような補足的な教材を準備させていただいたというのが、この15ページの内容でございます。

実際に、早速、今年度の講習の中でもこのムービーを流したところ、9割以上の受講者の方から、「おおむね理解できた」という好意的な反応をいただいているところでございます。具体的なアンケートの中では、調査箇所ごとにどういうところに留意しなければいけないとか、テキストと組み合わせるとわかりやすいとか、また、何度も見たいというお声もありましたので、今後、この映像教材をどのように活用していくかというところで、できるだけ見る機会を増やせるようなことも検討していきたいと考えているところでございます。

以上が「建築物石綿含有建材調査者制度」の今年度の見直し内容のご報告でございます。

最後に、「建築物石綿含有建材調査者」向けの定期講習の実施について、次のページから資料をご覧ください。17ページになりますけれども、「定期講習」というのは、もともとの制度の中では「更新講習」という名前になってございまして、従来の制度では、修了証の中で有効期限5年ごとと書かせていただいておりますので、5年たったら「更新講習」を受けていただくということで、更新講習のテキストですとか、また、こういった進め方をするのかということが、前回の部会以降のアスベスト対策ワーキンググループでの検討事項として掲げられていた内容でございます。

ワーキンググループの中でご議論いただきまして、17ページの下の枠に書かれていますように、講習については、1日でまとめて受講できるような、受講者負担もできるだけ考慮した仕立てにする方針を決めていただきました。

また、講習で用いるテキストの内容につきましては、次の18ページをご覧ください。

講習内容としまして、「定期講習」で行う内容として、もともと新規の講習と同じ内容を行っても仕方がないということで、特に、まずは①で書いておりますように、近年のアスベスト関係の法令、建築基準法に関わらず、大気汚染防止法ですとか、労働安全衛生法ですとか、そういった関係法令の改正状況の変更点についてご説明する講義を、最初にご用意しているというのが1つ目。②で、実際に「定期講習」を受けに来る方々のことを考えますと、実務上、重要な項目が必要であろうということで、②に関しましてはアスベスト調査における留意点ということで、より実態に即した項目に関しまして留意点をまとめ上げたものが講義の2つ目です。③に関しましては、実際の調査者の方に対するアンケートの中で、新しい名前では「定期講習」となっておりますが、当時の用語で言うところの「更新講習」のコンテンツとしてどういったものが必要かということについてアンケートをとらせていただいたところ、実際の現場での見落とし事例なども含めた実地に即した事例の紹介などがあると非常によいのではないかという意見が多かったので、そこを踏まえまして、講義の3つ目としましては、事前調査におけるアスベストの見落とし事例等の紹介を行うことといたしました。これは環境省さんにもご協力をいただきながら事例を集めまして、こういった事例集を講習の中でご説明するといった定期講習用のテキストの作成を行ったところでございます。

「定期講習」は、今年度は既に1度実施しております。19ページをご覧ください。先ほど申し上げたように、もともとの調査者制度が5年の有効期限を切っておりまして、制度が開始したのは平成25年ですから、最速で、平成30年で有効期限を迎える方がいらっしゃいましたので、そういった方々を対象にということで、今年度から定期講習を実施しております。一番下の米印に書いておりますように、最初の年度である平成25年度で講習を修了した方は112名いらっしゃいましたので、この112名の方に受けていただくことを想定しておりましたが、その上のリード文の中の2ポツ目にありますように、受講者数が4割程度にとどまっているのが実情でございます。今回定期講習を受けなかったからといって調査者の資格が失われるものではございませんので、今回受講しなかった方も、来年度以降も受講していただくことは可能でございますけれども、もう少し、定期

講習を受けていただくことの意義の説明の仕方などの支援策について検討させていただいて、今後の「定期講習」につなげていくことを検討したいと考えております。

また、先ほどご紹介したような普及啓発ムービーについては、「定期講習」の中でも活用していくことで、より実地に即した映像教材ということでご提示できればよいかと考えております。

また、先ほどの説明から漏れてしまいました。が、「建築物石綿含有建材調査者制度」を国土交通省が単独で行っていたときの講習修了者は全て新しい制度のほうへ移行して、皆さん、新しい制度の中では「特定建築物石綿含有建材調査者」という形で移行しておりますので、引き続き、調査者として活動することができる状況になってございます。

資料1の説明は以上となります。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

どうぞ。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。この定期講習のところで、1つ、事前調査の見落とし事例を入れたということで、実は、改修や解体をやっている現場、もしくはリフォームで同じことが言えるのではないかなと思うのです。そういった意味でも、こういった教材をつくられた部分では、少し、このままと言うと定期講習との差別化も含めてあると思うので、ただ、一定、見落とすというところでは、現場で働く人たちは同じようなことが考えられるかなと。

実は、この間、私も三重の組合やいくつかの組合でアスベストの学習会をやってほしいということで行きまして、その際に、やっぱり何が問題かという、現場で働く人たちですから、国土交通省関係のところで行くと、やっぱり改めて、建材、どこに何が使われていたかという学習なんかをとにかく求めているということで、そういったことの教材なんかも、ぜひ今後も含めたところでは対策としてつくっていただき、広く周知を含めてやっていただきたい。できれば、この新しい調査者の関係でいきますと、受講は若干増えているようではございますけれども、まだまだやっぱり足りないような気がします。実は、いくつかの全建総連の組合の委員長からも、私たちが言う定期大会の中で、「調査者が少ないぞ」という意見や、「そんなのでいいのか」、「何も言わないのか」と、言われたものがありましたので、できる限り広げていく取り組み、講習が1個しか実施していないということであれば、広げるということも含めて、多くの方が受講する、もしくは解体業が許可制度になったのを

含めると、許可のところにもその人を必ず入れるとかも含めて、今後、解体に関するということは検討していただきたい。今、厚生労働省の中でもレベル3建材についての検討も含めてされているので、そういった意味では、解体工事になると厚生労働省管轄だと思うのですが、改修工事もかなり多くなると思いますので、そういったところでは、ぜひそのようなことを、厚生労働省、国土交通省の中でも、2省が一緒に考えてもらって進めていただきたい。

とにかく、建設業の中では、この学習もそうなのですが、僕が一番心配しているのは、10年前のクボタショックのときは、そのころ現場に行っていた人は、みんな、いろいろな教育を受けたのですけれども、それ以後に入ってきている人たちはほとんど受けていません。おどかしじゃないのですけれども、言ってやらないと、その危険性というものが、じん肺もそうですけれども、ちょっとわかっていない。ですから、こういったところでは、厚生労働省さんと一緒になって啓発の波というか、そういうものをもっとつくってもらって、今の人たちに理解してもらおうようなことをやっていただければなと思っております。以上です。

**【部会長】** 大変重要なお指摘、ありがとうございます。

事務局のほうから何かお答えがありますでしょうか。

**【事務局】** ありがとうございます。2つご意見をいただいたかと思えます。

1つは、まず見落とし事例のテキストの内容。これは、できるだけいろいろな方も見られるような環境整備をしてはどうかというご提案だったかと思えます。先ほど、〇〇委員ご自身で補足いただいたとおり、確かに定期講習との差別化が必要かなというところもごございますので、どういった形で見落とし事例を共有できるかというところは、少し慎重に検討させていただきたいなと思えます。ご意見として承りました。

また、2つ目のほうの調査者の数が少ないというところは、まさに我々も、そこは問題意識を持っておりまして、先ほども申し上げたような制度の見直しを行ったというところでございます。ちょっと今回は、10月に見直しをしたばかりで、まだ半年程度の期間の中でしたので、周知も期間が短かったものですから、講習実施機関は、引き続き1機関のみで行っておりますけれども、今後、石綿作業主任者については全国的に講習機関をたくさん抱えている厚生労働省さんとも連携をしたいと考えています。関連する施策という意味では、そういったところも講習実施機関として役割を務めることができるのではないかというお話もいただいておりますので、そちらは、全国の都道府県ごとにあると聞いてい

ますので、そういった形で受講機会をできるだけ増やしていくというところで、数の増大については努めていきたいと考えております。

【部会長】 追加をお願いします。

【〇〇委員】 石綿作業主任の関係でいくと全建総連の組合でも、そういった講習について機関をもってやっておりますから、そういったことが考えられるのであれば、ぜひそれをしていただいて、そういう機会というか、そういった人たちを増やすことを前提に進めて行っていただきたい。

今後、レベル3までも含めた届出制など、厚生労働省が検討していることをやるとしたら、この人数じゃ到底足りないということが考えられますので、本気でやるとすれば、ほんとうに10倍ぐらいは必要だろうと考えておりますので、そうした体制がとれることをしていただきたい。そういう講習機関を持っている全建総連も、そういったことが認められれば協力体制なんかもとれるのではないかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません。資料の3ページのところに、小規模建築物のアスベスト調査台帳の整備状況のデータがあるのですけれども、そこにあわせて使用実態調査をやっているか、やっていないかというところも記載されていると思います。お聞きしたいのは、1回使用実態調査をやった時に、分析を依頼中ですか、未回答のところもフォローアップをしていたと記憶をしているのですけれども、ここでいう、青くなっている部分というのは、フォローアップ調査までが終わっているということなのか、実施中というところは、1回調査をした後のフォローアップ調査も含めて実施をしているということの理解でいいかどうかを教えてください。お願いします。

【部会長】 お答えをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。こちらで申し上げている調査というのはフォローアップ調査ではなくて、まず、リストアップを行った後、実際にその建物で使われているかどうかの調査を行ったかどうかというところで、調査済みかどうかということに分けて考えております。従って、フォローアップというところまで含んでいるものではございません。

【部会長】 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等はいかがでしょうか。お願いいたします。

**【〇〇WG 委員】** すみません、遅れて来まして申し訳ありませんでした。

今年度、新たにいろいろなところで業界団体に向けての研修ということ、それから、各県での連絡会議を開催してもらって、県レベルで包括的な対策といいますか、業界団体も含めて自治体ごとの対策を立てていただくという動きで、これはいいことだと思うのですが、実際に、私の知人や、私も含めてなんですけれども、そういう連絡会議に業界団体として参加させていただいたときに、自治体の方々のアスベストに対する理解度とか認知度が低いと。それで、これは比べていいか悪いかというのはあるのですけれども、環境系のところは比較的理解されているところが多い。ただ、小さいところなどは、非常に、まあ、そんなところはある感じのところもあります。

それで、先ほど〇〇委員からも言われたように、労働者に対する啓発を進めていただきたいというお話がありましたけれども、自治体の方々に対しても、毎年異動するということもありまして、啓発といいますか、認知度を上げるための動きを継続してやっていただきたいと。要は、今、連絡会議をつくってアスベスト対策を進めてくださいという動きは非常にいいことだと思うのですけれども、継続的というか、内容的に進めるべく、国土交通省としてはチェックということになるかもしれませんが、それは続けていただきたいなと思います。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまのご発言について事務局として何かありますか。

**【事務局】** ありがとうございます。今、〇〇WG 委員からおっしゃっていただいたように、連絡会議は必ず立ち上げないと交付金の補助要件の対象にならないという制度を始めておりますので、できるだけ、調査者の方も加わっていく形で行っていただいている取り組みかと思いますが、その中で、そういった事案が気になったというご意見か受けとめております。

国土交通省のほうからは、地方公共団体の方についてもアスベストに関する知識を高めていただくということで、先ほど申し上げたような講師養成講習といった機会を準備させていただいて、テキストなんかも準備して、そういう知識を高めていただくための取り組みを進めてきているところです。

また、加えて、以前に建築物石綿含有建材調査マニュアルということで台帳整備のマニュアルも作成いたしまして、こちらの中で、職員の方にも、ある程度アスベストに関する

専門知識を持っていただくための資料もつけておりますので、こういった学んでいただく機会は引き続き提供していきたいと考えておりますし、また、マニュアルに関しましては、前回作成してから、もう既に5年ほど経ちますので、今後マニュアルの内容の見直しも検討していくところでございます。そのマニュアルを見直した結果を周知する際には、改めて公共団体の方にも、もう少しアスベストに関する知識を身につけていただくためのお願いを引き続き行っていきたいと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。ご発言の中にありましたように、地方公共団体の方は人事異動がほんとうに激しいですから、継続的なことが必要なのかと思います。

ほかにかがででしょうか。〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 基礎的なデータとして、参考資料3の4ページを見ていただきたいのですが、現在、把握しているものとしては、民間建築物において、この場合は延べ面積が1,000㎡以上の大規模建築においてどうなっているかというデータがございます。これは、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールについて、26.2万棟の対象について、建物所有者に聞いて回答を得たものでありまして、調査者が調べたものとか、そういうものではないです。だから、言ってみれば、その建物の所有者の、素人と言っては変ですが、専門性があるとはわからない方がこうしましたと回答をした調査になっております。一定の対応をした、もしくは除去したという数字はこういうふうになっている。ということは、逆に言うと、もともとこういう調査をしなければということの根底には、1990年から、世界で、建物に居住しているだけで中皮腫になってしまうという方がたくさん出たのでこれを始めているわけですが、現状で見ても、1,000㎡以上で対応していない方が10%はいるということになりますから、この10%を放置して法的にいいのだろうかという問題が今も残っているということになります。

先ほど資料にございましたが、ちょっとご質問もあったと思うのですが、小規模について調べていないのではないかという部分について調べたのが、先ほどの資料1の3ページになります。先ほどご質問されたと思うのですが、これも同じような形の調査方法でやっているのに、一応こういうやり方ではこういう結果が出ているということにはなりますが、専門性のある者がチェックした上でのデータではないという点もご理解いただいた上で、今後どのような制度構築が本来必要なのか、どういう部分の調査が足りないのかというあたりは、ちょっと基礎的なデータとして見ていただけた上で、今後のご議論をぜひお願いしたいと思っております。

【部会長】 補足コメント、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 調査の前提として、調査をする人のレベルというのが重要になる、皆さんの意見は同じだと思います。コメントなのですが、私は建築物石綿含有建材調査者の3省共管のテキストの仕事に携わっていたものですから、一つの観点として、人数を増やさなくてはいけないと思うのです。ここのところを書いてあるように、石綿作業主任者、13ページを見るとわかるのですが、今度の新しいほうの受講資格者として狙っているのは、建築に関して一定の知識、実務経験を有する者がいるといいのですけれども、現実が一番数が多いのは石綿作業主任者、この人たちは実際に工事のときに事前調査をやっているわけです。今までにも調査をやっていたのですけれども、総務省の勧告もあって、あまり建築的な知識がないのではないかと、石綿作業の労働安全衛生に関する知識はあるのですけれども、ということが指摘されていきました。ちょうどいい機会といいますか、3省共管でテキストができたのだと思います。

ただ、テキストはつくりましたけれども、先ほど言ったように見落としがあるかもしれません。一方で、石綿作業主任者の人数は多くて、アスベストのことについて知識はあるのですけれども、建築的知識を期間内に全部覚えるかということ、かなり難しいところがある。長期間、高い費用を出して実地研修までやってもいいのですけれども、参加者には限界があると思います。私は新しい制度がわりと合理的だと思うのは、ある程度知識を講義で得て、ビデオ学習等を加え、それで徐々に増やしていくという形で、この方法がなるべく適切に伸びるようにといいますか、最初から過大な要求をしても無理だと思うのですけれども、これが上手に機能して調査者が増加することを非常に期待したいというか、見守りたい的などころがあります。コメントです。

【部会長】 ありがとうございます。これはご返事いただかなくてもいいですね。

それでは、〇〇WG委員、またお願いします。

【〇〇WG委員】 新たな調査者制度というのは、人数が足りない、多くの建物の解体の事前調査を的確にやるためにということではあるのですが、現在、調査者の講習修了者の方々に聞きますと、確かに人数を増やすということはいいのけれども、レベルダウンはしてほしくない。今、〇〇委員が言われましたけれども、今の特定の方々と、石綿作業主任者から実地講習なしで新たな制度で修了された方というのは、やはり一定程度の差がある。一定程度じゃないかもしれないですが。

確かに、レベルは段階的に上がるのだらうとは思いますが、国土交通省がつくった制度の講習というのはかなりいいものだ。ただし、修了者であっても、60点で修了できるわけですから、生涯においてというか、教育的な観点からも、学ぶべきは学ばないといけないし、講習を、追加的なものを継続的にできるようなシステムがあったほうが良いと思うのです。ですから、段階的に、今回の新たな調査者の方々が事前調査をやったとして、じゃあ、見落としがないのかというと、非常に不安な気持ちになります。

それで、ビデオの講習をされたとありましたけれども、その中でも半分はまあまあ理解できた。半分の方ですら、まあまあということですから、これは石綿作業主任者の方々が対象、ほぼそうだと思うのですが、もちろん現在の修了者の方々でも、さらにさらにという気持ちを持っておられると思うのですけれども、少なくとも新調査者というか、新制度の調査者に関しては、そういう見落とし事例に関する講習というか、付加的なものというのは非常に重要に考えていただければと思っております。

**【部会長】** ありがとうございます。これはご意見として承るということではよろしいでしょうか。

**【〇〇WG 委員】** ええ。

**【部会長】** ほか、いかがでしょうか。

**【〇〇委員】** 先ほど、自治体のレベルでも学習というか周知というか、労働者も含めてきちっとやるべきだと。実は、僕ももう一つ気になったのは、厚生労働省でも言いますが、住民の方の不安をあおるのではないですが、2004年までは、石綿含有建材が含まれている可能性が十分あるのです。それ以降は全面禁止ですから。そういった意味でも、リフォームなりなんなりも含めた工事をやる際に、特に全建総連傘下の零細事業主の関係のところでは、そういったものがなかなかできない部分も含めてあります。やらないということや、あってもやらないとか、ありそうだけどやらないということにならないような対策も含めて、住民も知っていくということが必要です。今、お医者さんでさえ、これは組合員さんが実際に一般のお医者さんのところに行って経験したことですけれども、とにかくもうアスベストは終わったのだらうと言われたそうですから。それはあり得ません。

そういうレベルだという認識で、特に住民は、泉南のアスベスト訴訟は終わりましたから、あれでもう終わったと思っていますが、あり得ません。不安をあおりたくはないので難しいのですけれども、こういう周知はどうやっていくべきかというのをいつも悩んでい

て、組合員さんからも相談を受けています。施主さんが怒って、「うちはそんなものは使っていない」というふうに言われちゃう可能性がある。でも、それを調べるのが今回の制度だと思っているので、それはそういった位置づけで、何か方法はないのかと。「うちはそんなものは使っていない」と絶対言いますから。住民の人も含めて、わからないですから、何かそういったことの対策がないのかと。先ほど言ったように、そこのところも、3省でぜひ検討していただきたい。

それと、先ほど言った調査者の精度を落とさないというのは、建築士のときみたいなことが起こらないようにしていただいて、今は建築士も何年かに、定期的な講習をやっていないとできないですけれども、そういったことをこういった資格に与えていくというのもぜひ考えていただきたいし、厚生労働省のほうにも僕はそれも言っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

**【部会長】** ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また後でもご意見があったら承りたいと思いますけれども、このことに関しては一旦ここで閉じます。

(資料2：民間建築物のアスベスト対策の取り組み状況について)

**【部会長】** 続いて、民間建築物のアスベスト対策の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】** 引き続きまして説明をさせていただきます。資料2の「民間建築物のアスベスト対策の取組状況について（アスベスト対策ワーキンググループにおけるこれまでの検討等）」という資料をご覧くださいと思います。また、資料2の中では、いくつか参考資料を引用しているところもございますので、適宜そちらも引用しながらご覧くださいと思います。

資料2の内容に関しましては、冒頭書いておりますけれども、まず国土交通省におけるアスベスト対策の契機になっているものということで、平成17年12月に取りまとめられた社会資本整備審議会建築分科会における建議「建築物における今後のアスベスト対策について」をベースとしつつ、その後、平成19年12月及び平成28年5月の総務省勧告も合わせて、こういった建議、勧告への対応ということで、これまでワーキンググループで必要な検討を行ってきたところでございます。その検討の内容について、建議や勧告において課題とされた内容については左側、それについての対策や、施策を右側に書く形

でまとめた資料でございます。

この資料は、前々回、平成26年12月の部会の際にも同じような資料を出させていた  
だいております。その際、その当時では未対応という政策もいくつかございましたが、今  
回お示ししている資料は、さらなる対策をとった部分について追記をしております。さら  
にさかのぼっての第4回部会、平成20年時点の内容は黒字で、前々回にあたる平成26  
年時点の対策は青字で対策が書かれていまして、今回新しく加わった対策を赤字で加筆を  
行っているという見方をしていただければと思います。ですので、資料2については、今  
日は基本的に赤字のところを説明させていただきます。

1 ページの最初の赤字のところ、勧告・命令ガイドラインの整備ということでご提示  
いただいていた政策がございます。こちらに関しましては、参考資料3の8ページをご覧  
ください。国土交通省におきまして、平成27年に既存不適格建築に係る是正命令制度に  
関するガイドラインというものを発出させていただいております。こちらに関しまして、  
実際に特定行政庁のほうで、既存建築物に対する命令権として、保安上危険なものと  
か、衛生上有害なものに対して、命令を行ったり勧告を行ったりする権限がございますが、  
具体的にどういう場合が保安上危険か、衛生上有害かという判断の指標となるものとい  
うことで、ガイドラインでお示ししているものですが、この中で、特に著しく衛生上  
有害であると認められる場合の具体例としてアスベストの話題を提供させていただいた  
ところがございます。

こちらの資料を見ていただくと、写真も載せておりますけれども、吹付けアスベスト等  
が飛散した結果、暴露する可能性が高い状況、通行人などに被害が及ぶ、そういったおそ  
れがあるような環境であれば、こういったところはやはり著しく衛生上有害であるもの  
としています。法律上は、単に衛生上有害と書かれている部分であります。具体的なもの  
としては、こういった事案が想定されますということを事例としてお示ししつつ、また、そ  
の下の(2)でございますように、こういったものについては、是正命令等をしっかり行  
っていく必要がある旨もあわせてお伝えすることで、特定行政庁における勧告・命令が実  
質的に進むようにお示ししたガイドラインがございます。こちらが建議の中で示されてい  
た勧告・命令ガイドラインの整備に対応する施策ということで掲げさせていただいて  
いるところがございます。

引き続きまして、その次の赤字で書かれているところが定期報告制度の対象となる建築  
物の範囲の拡大という項目でございます。こちらは、平成20年時点でも、平成18年に

建築基準法の改正を行いまして、定期報告の中でしっかり調べていただきたいということを特定行政庁にも通知させていただいておりましたが、当時の定期報告制度においては、定期報告対象となる建築物をそれぞれの特定行政庁で定めることになっておりましたので、国土交通省としての政策も、特定行政庁に対象の見直しの検討を要請というところに留まっておりました。

ただ、今般、建築基準法を改正いたしまして、国のほうで、政令において直接定期報告対象を決めることができるようになってございます。その上で、国が決めた範囲以外のものについても特定行政庁が決めることができるという、その2段階の定期報告対象を決めるような仕組みになっております。

こちらは、参考資料3の7ページをご覧ください。7ページの上の枠に書いてありますように、もともとは特定行政庁指定だけだったものが、政令指定と特定行政庁指定に分かれたところでございます。

政令指定の具体的な定期報告対象建築物としては、その下の枠に書かれてありますように、一般的には不特定の方が利用するもの、多数の方が利用するような、建築基準法でいうと特殊建築物という言い方をしておりますけれども、こういった特殊建築物で、3階以上の階などを利用するもの、こういったものについては、定期報告の対象として位置づけるものとして、政令であらかじめ定めております。ここに書かれていないものであっても、特定行政庁で独自に定めることができるという形にしておりますので、定期報告制度の対象範囲の拡大というところでは、さらに踏み込んだ施策をとってきたということで、ご報告事項としてここに赤字で加えさせていただいているところでございます。

次に、資料2の1ページの最後の項目からになります。吹付けアスベスト等が使用されている部分等の詳細な状況の調査の実施という項目でございます。おめくりいただいて、青字で既に前回、前々回の部会でも施策を書いておりますが、追加の施策ということで、平成28年度予算からは、もともと社会資本整備総合交付金という交付団体に対する補助金の中で、アスベストの調査や除去等に対する支援を行う補助要件として、建築物石綿含有建材調査者の位置づけを行っております。

参考資料3の5ページをご覧ください。こちらは、補助制度の概要となっておりますが、上の(1)が調査、(2)は除去に関する内容となっております。いずれについても、実施要件が最後の項目に掲げられておりますが、建築物石綿含有建材調査者が調査を実施することですとか、調査者を関与させることといったことを補助要件として決めたというのが

平成28年度からになってございます。

また、さらに資料2のほうにお戻りいただいて、平成25年度に創設した建築物石綿含有建材調査者の制度については、先ほどご報告申し上げたとおり、今年度から厚生労働省、環境省との共管制度といたしまして、解体・改修を行うような事前調査についても、講習のテキストの中に組み込むという見直しを行うことで、さらなる対策をとってきているということ、施策として新たに位置づけさせていただいているということでございます。

引き続きまして、次の小規模建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査の実施という項目でございます。こちらに関しましても、今までも政策を記載しておりましたが、今回赤字の部分ということで、これは前回部会の提言を踏まえまして、不特定多数の方が利用する建築物など、優先的に把握すべき小規模建築物について、しっかり台帳整備を行う。さらに、その除去なども進めていくという方針を示させていただいております。

それを踏まえての通知ということで、参考資料4-1を今日添付させていただいております。当時、アスベスト対策部会で平成29年5月にご提言いただいた直後に、6月にはこの通知を発出したしまして、小規模建築物、先ほど資料1の中でも説明申し上げたとおり、300㎡以上のもの、延べ面積が1,000㎡から300㎡以上のものについても対象に組み込むということで、地方公共団体のほうにお願いさせていただいているという状況でございます。この内容が資料2の2ページの真ん中の項目ということになります。

引き続きまして、資料2の3ページの上から3つ目の項目になります。室内空気質の目安としての暫定的な指標の検討ということで、これは前々回部会の時にもご報告させていただいておりますけれども、平成21年度から平成25年度にかけて、アスベストの含有検査に関して飛散性調査を行っております。この際、建築基準法の規制対象となっている吹付けアスベストないしはアスベストを含有する吹付けロックウール以外のアスベスト含有建材については、通常の使用時においては有意な飛散は確認されなかったというところで、前回、前々回の部会でもご報告させていただいておりますが、今回、さらにつけ加えさせていただいております。既存建築物における吹付けアスベストについては、そもそも飛散してもよいということではなくて、除去そのものを国の補助制度などで進めるとしてありますので、空気質の目安を検討するというのではなくて、そもそも、より強い対策としての除去を求めていくことを原則に進めているということで、こちらの内容の施策ということで書かせていただいているところでございます。

続きまして、3ページが一番下の項目で台帳の整備等でございます。今後の適切な維持

管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるような台帳の整備の促進ということで、こちらは先ほどの繰り返しになりますが、前回部会の中でお示しいただいた小規模建築物の把握を進めるべしということについて、小規模建築物の把握を進めるための通知もこちらから地方公共団体に発出させていただいたというところで、こちらの対策をとっていると記載させていただいております。

続きまして、4ページの建築士等に対するアスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会等の実施ということで、こちらに関しましては、何度も繰り返しになって申し訳ありませんけれども、建築物石綿含有建材調査者講習を平成25年度に創設して、専門家の育成を行ってきているというところでは、また、今年度は厚生労働省、環境省との共管により、さらなる人数の増大に向けた取り組みを進めているということで、こちらの対策としてさらに追記させていただいているところでございます。

つけ加えますと、上の黒字になってございますが、日本建築センターさんにおいて、技術指針を作成していただいておりますが、平成18年度に一度改訂しておりますが、今年度も再改訂を行っております。〇〇委員にもご協力いただきながら、新たに内容をつけ加えた、もう10年以上が経っておりますので、指針のほうも見直しを行いまして、日本建築センターさんのほうで見直しを行ったテキストで、今年度講習も実施していただいているという状況でございます。

次の赤字の項目が、パンフレットの作成、広報等を通じた所有者等への普及啓発という項目でございます。こちらに関しましては、冒頭、資料1でご説明申し上げたような講師養成講習の実施ということで、地方公共団体の職員を含めて、まず講師になっていただいた上で、その後、さらに地方公共団体の職員から特定の業界団体などを通じて、さらに深く民間の建築物所有者の方にアスベスト対策の必要性について知ってもらうという普及啓発活動を行っているというのが、この項目で追加させていただいたところでございます。

その次の所有者等が吹付けアスベスト等の有無や劣化状況の簡単なチェックを行い、専門家に相談する契機となるようなパンフレット等の整備に関しましては、前々回部会の時点でもパンフレットを一応お示ししておりますが、ページ数が多かたりすると、読んでいただくのはなかなか難しいかもしれないというご指摘もございました。

こうした指摘を踏まえて、15ページと16ページにあるようなリーフレットを作成しています。これは、実際は裏表のリーフレットを想定しておりますけれども、アスベストに関する、特に所有者に対して意識を持ってもらうためのリーフレットということで、今

日、ご参加いただいている〇〇WG 委員にもご指導いただきながら作成しております。

ポイントとしましては、15 ページの真ん中の項目でございますように、「建物の所有者に対し、損害賠償の支払いが命じられることも」ということで、単に目的も示さずにアスベストをとにかく除去してくださいということを所有者に求めるのではなく、アスベストを放置することによって、建物所有者自身も、場合によっては建物利用者が健康被害を受けた場合に、訴訟事案となって賠償金の支払いを命じられる、そういったケースも実際にあったということを強くお伝えしていこうということで、こういったリーフレットを作成しております。実際に、このリーフレットを講師養成講習などでもお配りして、できるだけ普及に努めていくということで進めているものでございます。こちらを資料2の4 ページで記載させていただいたものでございます。

ここまでが平成17年建議に対する施策で、前回、未対応になっていた項目、もしくは既に施策をとっておりましたが、追加で新しく加わった施策ということでお示ししているものでございます。

続きまして、6 ページになりますけれども、こちらは平成19年の総務省勧告の項目でございます。また、赤字になっている項目をご覧くださいと思います。

6 ページの真ん中の①、国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討することと書かれている部分でございます。こちらについては、今までも平成20年、平成26年も施策について既に取り上げられておりますが、今回、追加で書かせていただいているのは、これもやはり繰り返しになりますけれども、前回部会でお示しいただいた小規模建築物についても台帳整備をしっかりと進めていくことを求めているところでございますので、新たな取り組みとして追記させていただいたものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、7 ページの一番下の項目から8 ページに続いてということになります。7 ページの一番下の②の「アスベスト改修型優良建築物等整備事業」に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果을 上げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけることということで、平成19年当時の補助の名前になっておりますが、これは現在の補助制度でも残っておりまして、参考資料3の5 ページ目で書いております。「住宅・建築物アスベスト改修事業」という名称で現在残っているものでございます。

こちらについての取り組みということで、同じ参考資料の9ページ以降になりますけれども、毎年、平成20年度以降、建築物防災週間の1,000㎡以上の建築物のアスベスト実態調査の結果の公表の際に、あわせて、こういった補助制度の創設状況については毎年把握をした上で公表を行っているところでございます。

具体的には、12ページにおいて、民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況と、その次の2番目が補助の実施状況といった資料もお示ししているところでございます。政令市では、全ての市で補助制度をつくっていただいておりますけれども、都道府県によっては、補助制度以外に融資などで対応しているところもありますので、一概に補助がないから対策をとっていないわけではございませんが、ただ、補助制度を終了してしまっている都道府県などもございますので、こちらでお示ししているような、できるだけ創設を働きかけるところは、現在も引き続き対応していくべき施策と考えております。

そういったことも踏まえまして、参考資料4-2を添付させていただいております。先ほど〇〇WG委員のほうからもご指摘いただいた連絡会議については、参考資料4-2の2ページをご覧ください。2ページの1)のアスベスト含有調査の補助要件についての②の中で、事業主体において、業界団体の参加する連絡会議の体制整備を行ってくださいと、これを補助要件にしますという形で、実際の専門家なども関与していただく形で、実際の調査、除去なりを進めていただくための体制づくりをしつつ、また、こういった取り組みを行っていくに際して、市町村だけではなく、場合によっては都道府県のほうで補助制度だけでもつくっていただくということで、1)の最後のなお書きのところにも書いておりますけれども、同一都道府県において複数の事業主体が存する実情も鑑みて、原則として都道府県連絡会議を構築していただいて、そのまま補助制度もつくっていただきたいという働きかけも行っているという状況でございます。

このあたりは、都道府県のそれぞれの実情、事情もございまして、一概に単純につくってくださいという言い方もできないところもあるかもしれませんが、できるだけこういった働きかけは、こういった通知も通じて続けていきたいと考えているところでございます。

総務省勧告、平成19年版については以上となります。

最後、10ページにおいて、平成28年の2度目の総務省勧告に関する項目をお示ししております。まず、(1)については、やや文章が長いのでタイトルだけ読ませてください

ます。アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充という項目に関しましては、毎年度行っております1,000㎡以上の建築物を対象とした調査が、総務省勧告でフォローアップしたところ、自治体によっては対象とすべきアスベストの種類が一部含まれていないですとか、そういった調査の仕方に問題がある事例がいくつか見受けられたというご指摘を受けました。それを踏まえまして、参考資料4-3に示すように勧告をいただいた直後に通知を発出いたしまして、そういったアスベスト調査の仕方に問題がある自治体においては、早急に是正してくださいという依頼をかけたということでございます。

また、その次の(2)のアスベスト台帳の整備に関しましては、先ほども少し話題に出しました建築物石綿含有建材調査マニュアルということで、地方公共団体の中で台帳整備をするに当たっての指標となるマニュアルを既に整備してご提供していたところですので、こちらについても活用していただきながら着実に台帳整備を進めていただきたいということを、参考資料4-3の先ほどお示しした通知の中で、あわせて依頼させていただいているという状況でございます。

こういった取り組みが、これまでの平成17年建議以降のご指摘に対する取り組みをまとめたものでございますが、資料の素案を一度まとめた際に、ワーキンググループの委員にも事前に送付させていただきまして、内容確認、ご意見を集めさせていただいたところでございます。その後、いただいたご意見を踏まえまして、資料2自体も一部修正を行っておりますが、今後の展開に向けたご意見を本日の参考資料5でまとめております。

最初でございますのが、基準法の改正でアスベストの使用は禁止されているけれども、稼働中の煙突で管理状態が悪いものについては、灰出し口などを通じて、結果的に飛散するおそれがあるのではないかと、という論点についてです。通常使用時においては、アスベストが、吹付けアスベストとロックウール以外は飛散がないというところは、これまでのワーキンググループ及び部会の中でも調査結果を踏まえての結論を見たところではございますけれども、管理状態の悪いものに対しては、一定程度の指導が必要ではないかといったご意見を1ポツ目でいただいております。

2ポツ目に関しましては、建築物石綿含有建材調査者の講習テキストですとか、一般に普及している「目で見るアスベスト建材」という教材に関しまして、こういった内容を周知してはどうかということで、少し内容が細かくなってきますけれども、従来、吹付けアスベストの露出という概念については、「露出」という言葉だけ捉えて、目で見える部分のものだけを示しているというか、そういう捉え方をしている方がいらっしゃるのではない

かというご懸念をご意見としていただいております。

場合によっては、空調の中に使われているものは、目で見える部分ではないかもしれませんが、いすけれども、空調の作動などによって室内に噴出するおそれがあるのではないかとか、あとは囲い込み、封じ込めというのは、あくまで代替的な措置であって、それは除去を原則にしていかなければ、例えば地震時に、囲い込み、封じ込めをしたものから飛散していくということも想定されますので、そういった囲い込み、封じ込めというのはあくまで次善の策でしかないことや、根本的には除去が必要であるといったことを所有者に注意喚起すべきではないかといったご意見をいただいております。このあたりは実務的な内容ですので、テキストの名称なども具体的に指し示されておりますが、今後の検討課題と考えていきたいと思っております。

また、3つ目の項目についてですけれども、アスベスト調査台帳の整備に当たって、厚生労働省や環境省の所管部局とも情報共有を図るようにして、効率的に各施策を進めるようにしてはどうかという点です。他省庁の施策の話になってしまっはおりますけれども、ただ、国土交通省のほうで主導的に行っておりますアスベスト調査台帳の情報の共有という観点からご意見をいただいているところでございます。

こちらに関しましては、現状でも、例えば環境省さんのほうで、災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアルということで、災害を想定してあらかじめ台帳整備をする際には、アスベスト調査台帳をうまく活用しましょうということを実際にマニュアルの中でも記載されております。マニュアルの編集の段階では、私どものほうも参加させていただいて、そういったご協力はさせていただきますとお答えしておりますので、こういったところの取り組みをもう少し進めていくことも必要ではないかと受けとめております。

次、4ポツ目になりますけれども、建築物石綿含有建材調査者に関しまして、厚生労働省、環境省と連携して、解体・改修現場でも利用できる制度になっているというところはよいけれども、もともと平時の調査を推進するという目的がこの調査制度にあったであろうところで、今後の修了者数がどういう増えていくかといった動向ですとか、業務内容なども継続的に調査をしながら、どこかでまた改めて調査者制度の次の展開について検討してはどうかということで、継続的なフォローアップをまずは進めてはどうかというご提案もいただいております。

また、次のポツで、アスベスト改修事業、先ほど申し上げた補助事業のことですけれども、補助制度が整備されていない地方公共団体もあるので、地域格差がなくなるようにと

ということで、補助制度の整備の促しについてもご意見をいただいているところでございます。

また、最後のポツになりますけれども、小規模建築物の場合であっても、一定程度使われているケースは事例としてあり得るということで、今後、老朽化などで飛散のおそれが高まっていくことも想定されますので、引き続き対策を継続していくことが重要だというご意見もいただいております。

具体的な提案とご意見が入りまじっているところもございますが、資料2の素案を事前にお送りして、いただいたご意見をまとめると、主なものはこういった内容になっているという状況でございます。

資料2の説明は以上となります。

**【部会長】** ありがとうございます。資料2では、前回から約10項目の対応と、総務省に対して5項目ぐらいの対応についてご説明いただきました。ただいまの説明内容につきまして、ご質問、ご意見等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

**【〇〇委員】** ご説明どうもありがとうございました。私は前回の会議に出席をすることがかなわずに、今回この資料2について発言させていただくのが初めてなのですが、大きく感想を1つと、最後に小さな質問を申し上げたいと思います。

まず、感想のほうは、一覧をさせていただくと、これまで10年間にワーキンググループの先生方が必要な項目、必要な議論について、非常に密な議論を重ねられ、必要な方向に施策を導いてくださっているということがよくわかる資料になっていると思いました。すごいと思うのは、宿題が全部回答されていて、空白がないということです。もちろん、一つ一つ、先生方の専門的な視点からご覧になられると、これから、まだ、進めていかなければならないといった課題なども含まれているかもしれないのですが、さはさりながら、議論が非常に密に積み重ねられてきて今に至っているということを見せていただいたような気がしております。

私の専門は行政法なのですが、特に、資料2の1ページの上から2つ目の右、初めて赤が出てくる項目につきましては、いわゆる既存不適格の問題について、是正命令を出しやすくするためのガイドラインの整備が重要だということで、これは行政法的に見ると非常に重要な施策がここで組まれていると拝見させていただきました。なかなか、是正命令を打つのが現場では判断が難しいというところを、はっきりとアスベストの問題が基準に

なるということを書いていただいています。これが平成27年の対応と書かれていますので、実際に実を結ぶというか、目に見える是正命令の形が増えていくまでには、もしかするとまだ時間がかかるのかもしれないですけども、しかしながら、こういう形で入れていただいたということだけで非常に意味があることだと思っています。こういうパターンの、住んでいる人に健康の害を与えるようなタイプの既存不適格に関しては、建築基準法上、許されている是正命令というのを、打たなければならないときには打っていただきたいという思いであります。

小さな質問と申し上げましたのは、このガイドラインにかかわり、影響とか、または、現場の方からの反響のようなものが、所管庁において把握されているものがあれば教えていただきたいというのが質問です。どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 前半は承っておけばいいかと思えます。今の質問に対してお答えをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。直接的な現場の反響というのは、おっしゃるよう把握できていないところがあるのですけれども、平成27年時点では、著しく衛生上有害であるものということで例を出ささせていただいて、その当時は、建築基準法で言うと10条という条文に当たるのですが、勧告、命令を行うことができるとされております。ただ、勧告、命令は、行政のほうも実際に実施するときには少し抵抗感があるといえますか、レベルの高い指導になってしまうということもありますので、昨年、建築基準法の改正を行っておりまして、新しく9条の4という条文を追加しております。こちらについては、衛生上有害である、そういうふうになるおそれがあるものについては、指導、助言を行うという規定も追加いたしまして、最初から勧告、命令だけではなくて、著しくじゃなくても、衛生上有害になるおそれがあるのであれば、まずは指導、助言からという形で、行政のほうで、もう少しこの制度を使いやすくしていくための、ワンステップ挟み込むような取り組みも今、制度として追加したということをご報告させていただきます。

【〇〇委員】 どうもありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。ほか、ご意見。はい、お願いいたします。

【〇〇委員】 この間で、より一層前進しているということが少し確認はされている。その中で、委員からのご意見という参考資料5のところでも、囲い込みや封じ込めの関係、地震、災害のとき、除去を原則にすべきだというのは僕もそう考えます。

実は、熊本の地震の後ですが、環境省に要請させていただいたときに、熊本の仲間も参

加しました。その際に言っていたのが、きらきら輝くところの中を小学生が歩いていたという報告がされました。それは、囲い込みや封じ込めたものが地震によって出たと。それは報道もされていますからそのとおりだと思うのですが、そういうことが実際に起こっている。それは、今は許される問題ではないと思いますので、原則除去という対応や対策なんかはぜひ検討をしていただきたい。地震はどこでも起きるとというのが当たり前のことになってきていると思うので、ぜひ、災害という観点からも早目に、平時にこういったことを喚起しながら進めていただけるような対策も検討していただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【〇〇WG 委員】 この間、アスベスト調査台帳の質的な確保といいますか、そういうことで専門家の講習制度というのができて、今回、3省共管に広げられた、人数が必要だからということなのですけれども、ここあと10年、20年の間にかなり解体も進むことを考えての人数の増加ということがあるわけなのですが、専門家が測定したものじゃない台帳の結果というものもかなりある。それから、小規模についてもわかっていないところもあるということを見ると、今後に正しい調査結果が出てくるということが期待されるわけです。過去がどの程度であったかというのは検証されていないわけなのですが、それを考えると、現状の補助金制度、これは平成32年度末で切れるということになるのですけれども、これって、足りないのではないかと。自治体が補助金の条例をつくって出すことをこれから決めるところもあるかもしれないとすると、国の補助金をここでとめたらどうか、平成32年度で、着工ということになっていきますけれども、そこでとめるのはちょっと早過ぎないかと。たしか2040年がピークでしたっけ。

【〇〇委員】 2030年。

【〇〇WG 委員】 2030年。とすると、少なくとも、調査が全てきちんと行われることを担保できるようにする1つの施策が要るのではないかと。この間、やってきた内容を踏まえて考えると、そうなるのではないかという気がしております。

【部会長】 ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局から何かコメントありますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。今、〇〇WG 委員からお話があった内容は、参考資料3の5ページの住宅・建築物安全ストック形成事業の話かと思います。期限の項目に関しては、平成32年度末である旨、調査、除去ともに記載されております。こちらに

関しましては、国の補助制度なので、予算制度でございますので、未来永劫という書き方もなかなか難しいところもありますし、平成33年度以降も必ずやりますというお答えができない事情もお酌み取りいただければと思います。

まず、制度としては、一度、平成32年度末を区切りとしておりまして、逆に言うと、我々としては、まず区切りが平成32年度末なので、そこまで急いでしっかりやってくださいという呼びかけ方をしているところです。平成32年度に至った段階で、まだその対策が進んでいない場合は、またそのときに改めてどういう対策をしていくのかということを検討していくことになろうかと考えております。

【部会長】 よろしいでしょうか。今決めている補助制度は平成32年度までで、その先はちょっと書けないと。これは予算のことですから、そうかと思います。

【〇〇WG 委員】 それは理解いたしました。この検討は内部で行われるのか、部会でされるのかわからないのですが、ぜひともアスベスト対策というのは継続していただきたいというのが意見です。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今のご発言は議事録に残ることかと思います。予算のことは、これとは別の形で動くのだとは思いますが、よろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【〇〇委員】 予算だと、先ほど言ったように、未来永劫は難しいとなれば、ただ、全てが除去されるまでこの対策は終わらないと僕は思っているのです。その際に、1つは、今、3省共管、資格だけでやっておりますけれども、国の制度でアスベストを使ってきたわけですから、発注者が責任を持つというのも不合理だなと感じる部分もあって、そういったところで、先ほど言ったようにお金が相当かかるというところでは、進まない原因の一つでもあるし、隠す原因の一つでもあるのであれば、きちっとそういった対策を進めていく金銭的な支援というものが必要かと。それを国だけに求めるというのもおかしいなど。

そういうことであれば、総合的な基金制度も含めたところを考えるべきです。それは、もちろん解体だけではなくて、医療関係で、今アスベストの被害に遭っている方々の医療を、中皮腫を治すという研究にも使われるような、そういった総合的なアスベストの対策の基金なんかを、今、3省で制度ができるのであれば、資格でやっているのであれば、そういったものなんかも検討して、ほんとうに国がアスベストを完全になくすのだ、日本はもうアスベストはなくなりました、建物の中にもありませんと、こういったことがきちっ

と言えるようなところまで持っていくということが重要だと思います。そういったことも含めて、なかなか難しいのはわかって言っているのですけれども、総合的なそういった医療面も含めたり、補償面も含めたり、対策面も含めたり、全て、そういったところでは、国だけではなく、企業やメーカーも含めたところで責任を負いながら基金制度を創設して、そこから配るといふか支援をすることも少し考えなくてはいけないのかと思っています。

今、予算ということであると、未来永劫難しいのであれば、そういったことは1つの対策かと思ったところなので、ぜひ、検討していただければと思うのですが、なかなか難しいと思いますが、意見として言わせていただきたいと思っています。

【部会長】 貴重なご意見、ほんとうにありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 この間、アスベスト対策ワーキンググループを担当してくださった建築指導課の皆さんとワーキンググループの委員の皆さんが、テクニカルな部分については非常に細かくチェックをしていただいて、テキストなど、いろんなものが整備できて、先ほどご指摘いただいたように、細かく一つ一つ回答してきたという点は、ほんとうにそうなのかなと私も感謝しております。

ただ、一方で、ちょっとここには書いていないのですけれども、リスクの観点で3つ大きなことを、ここだけはなるべく早目の調査を是非してほしいことがあります。

1つは、震災の重要なインフラになる、例えば避難所、そこについての調査は急いで、これは絶対義務づけてくれと言っていたのですが、なかなかそれは簡単に義務づけられずに、地震が起きると避難所の上から落ちて、その避難所に誰も逃げられないということが、中越でも東日本でも起きているわけです。これは何とか工夫できないのかなというのが1つございます。

あと、中皮腫について言うと、保育園とか小学校、中学校とか、より小さいときに暴露されると、どうしても発症が増えるという現状があるようです。そういう点では、子供がいる施設についての調査は、厳しく義務づけてほしいということを申し上げてきたのですが、それはまだ実施されていないという点。

参考資料3の6ページのところに、これは国土交通省のほうで推計していただいた、どういうところに使われているのかという推計値がございます。こちらで言うと、これは耐震の問題と似ているのですけれども、1980年以前のところに一番、特に飛散しやすい建材が使われているので、耐震改修と軌を一にしながら、ここの部分の調査をぜひともや

っていただいて。後ろのほうはやらなくていいという意味ではないのですけれども、ここはリスク上、高いので、何とか段階的でも義務づけをしてほしいなという話を。これは、逆に言うと、テクニカルというよりは、法的な部分にもなるようなことだと思うのですが、総務省の勧告とか、そういうことについては、国土交通省が非常にきちんきちんとしてくださってほんとうに感謝しておりますが、大きな観点を今後もう少しやっていただければと思っております。

以上です。

【部会長】 重要なお意見、ありがとうございます。これは記録に残しておいていただきたいと思えます。

ほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【〇〇WG 委員】 そろそろ次のテーマの今後の取り組み方針についての案の取りまとめに入っていられるのではないかと思いますので、その前に、取りまとめが輻輳しないように、前もって発言をお許しいただきたいのですけれども、今、〇〇委員もお話しになりましたし、先ほど〇〇委員も、10年間余りよくやってきたというお言葉をいただきました。今日、ここでたまたま私は同席させていただいていますけれども、今から10年余り前ですか、部会が再開されまして、この検討が始まった段階から、あまたの方々、行政の方々、民間の方々、多くの方々からの学びをいただきながら今日に至ってきたということについて、私は非常に感謝申し上げたいと思っております。

今日いらっしゃる皆さんの中にはご存じないかもしれませんが、かつてワーキンググループの中にも在籍して、多様な知見をこの検討に持ち込んでいただいた方の中には、物故者になっておられる方もいらっしゃいます。そういう方々の熱い思いがこの対策を前に進めてきたエネルギーにもなったということについては、ぜひぜひご理解いただきたいと思えます。

前置きが長くなりましたけれども、私が今日、皆さんのご意見をいただきながら発言させていただきたいポイントが3つ、4つございます。

その1つが、アスベストという物質の危険への認識、あるいは知識、技術、技能の継承の難しさということについて、何人かの委員の先生方のご指摘、ご発言になっておりましたが、これは民間のプレーヤーだけの話では決してないと思えます。特に、先ほどもお話が出ましたが、行政の、特に市民の窓口になるのは自治体なのですけれども、その自治体の方々も含め、あるいは国の機関の方々、特に国土交通省、特定行政庁もそう

ですけれども、その方々も当然人事異動をしていかれるわけで、問題意識の共有ほど難しいものはないなというのを私は実感しております。

この10年間のあまたの検討の中で一番難しかったのは、ひょっとすると問題意識の共有だったのではなかったか、問題意識の継承ではなかったかと思います。先程、〇〇委員がご指摘になっておられましたけれども、クボタショックの報道に携わった者が、じゃあ、報道する側に、今、この場に何人いるのかということです。

平成が終わるわけです。今、我が社でも、平成生まれで入社してきている若者に、今日も午前中、研修してきたばかりですけれども、平成の時代の変遷の中にアスベスト問題があったと。さらに、その以前から、昭和の時代から既にあったということが継承されていくのかどうかというのは非常に重要な問題だと思いますので、この問題認識の継承、共有については、行政の中でも、どのように継承していくのかというところについて担保するような、そういう講習というものが必要なのではないのかと考えるのがまず1点。

それから、〇〇委員もお話になっておられましたけれども、災害リスク、特に震災リスクが高まっている一方で、残念ながら、私の理解が不足しているかもしれませんが、建築士の方々に必ずしも災害リスクと石綿、アスベスト問題がリンクするという認識があまりないように見受けられるところが残念です。ですので、ぜひ国土交通行政の中でも、特に定期報告の枠組みというか拡充、建築基準法の12条の話の中で、定期報告を拡充したというご説明もありましたけれども、その定期報告をするのは建築士なわけですので、建築士の方々に石綿の危険性を認識したときに、建築物石綿含有建材調査者、あるいは特定建築物石綿含有建材調査者の活用、そこのリンクをどのようにしていくのかという部分についても、そういう、結節ですよね。情報共有とか、あるいは知識を持っている人、技術を持っている人をつないでいくという視点で、まだまだやるべきことはあるのではないかということを私は申し上げたいと思います。

あと、1点。皆さん、先ほど、民間側の施主さんの理解というものをどのように求めていくべきかというところにつながる示唆をご提供いただいているご発言もあったと思いますけれども、私も同感です。基本的に、民間建築は、当たり前の話ですけれども、施主さんに調査費を出していただく必要があるわけです。その調査費を出していただくために、どのような仕掛けが必要なのかというところの議論は、まだまだ不十分ではないかと思えます。

ご存知の方も多いかと思いますが、建設職人基本法も制定されておりますけれど

も、この法の中でのポイントは、安全衛生経費に着眼してきていることだと思います。でするので、私としては、石綿の調査は安全衛生経費の最たるものだと思っておりますので、そういうところへのリンクをどのように図っていくのか。ここは、国土交通省の中で連携をどのようにとっていったって、関係セクションの中で問題、情報を共有していくのかというところが問われていくのではないかと私は考えます。

それから、建設業法改正の中で、解体工事が29番目の許可業種になりました。モラトリアムが終わります。これまで解体の実質的な経験のない方々が解体工事に参入してくるという状況が今あるわけですので、特に解体の工事の担い手の方々が、単に石綿作業主任者講習ですとか、特別講習の受講でとどまることなく、石綿の勉強をする、あるいは危険性に対して認識する機会提供をいかに増やしていくのかというところについても着眼していただければと思います。

長話になって申し訳ありませんでした。

**【部会長】** ありがとうございます。3点と言われましたけれども、最後のものは2つに分かれて、4つ重要なことをご指摘いただいたかと思えます。事務局のほうから何かコメントありますでしょうか。

**【事務局】** ありがとうございます。情報共有の部分については、確かに大事な部分だと思います。特に、行政、地方公共団体の知識の継承、共有という意味では、〇〇WG委員にまさにご協力いただいたような講師養成講習のテキストは練りに練ったものと思っておりますし、こういったものを引き続き活用しながら、地方公共団体の職員の中での情報共有、継承を図っていければと思いますし、我々国土交通省自身もそうかもしれません。

災害リスクとのリンクの話に関しましても、基本的には、定期報告の中では、おっしゃるとおり建築士が調査を行いまして、記録をとっていくというところがございますが、そのあたりの意識が足りないのではないかというご指摘も含めて、建築士に向けたアスベストに関する知識を高めていくための取り組みというのも、引き続き進めていきたいと思っております。

あとは、省内の情報共有の話とかも含めて、国土交通省としましては、いろんな部局でアスベスト対策を行っております。そういった各部局で、最近では連絡会議なども行いながら、情報共有を図りながら、各部署でどういう施策をとっているのかということも共有しながらそれぞれ進めているところもございます。特に、情報共有というところが今のお話で強い部分だったかと思えますが、そのあたりはしっかり対応を進めていきたいと思っております。

おります。

【部会長】 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、一応この部分の議論は閉じたいと思います。

(資料3：今後の取り組み方針(案)について)

【部会長】 続きまして、今後の取り組み方針について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料3と右肩にございます、今後の取組方針について(案)をご覧くださいませでしょうか。

今後の取組方針について(案)ということで、アスベスト対策部会の名前で用意させていただいております。前半は、今までの議論のおさらいも含めてですが、最初の丸、前回、平成29年の部会においては、国土交通省において、関係省庁と連携し、以下の取り組みを進める必要があるとしたという方針を設定していただいたところで、1つは、小規模民間建築物を含めたアスベストの使用実態について、調査などによる実態把握や除去等の対策の推進。そして、②、アスベスト台帳の対象拡充に伴い、重点的に対応すべき用途・規模等を設定した上で、関係する業界団体と連携しながら、所有者等への周知の徹底という方針をお示しいただいたところでございます。

先ほど来、ご説明、あるいはご確認いただいておりますように、2つ目の丸、その後、①については、9割以上の特定行政庁で小規模建築物も含めた台帳整備が推進されているところでございますが、一方で、実態把握の調査に着手しているものがまだ全てということにはなってございませんので、一層の調査促進とその支援が必要かと考えてございます。先ほどの資料1のほうにございました内容です。

それから、3つ目の丸、また、②については、国土交通省による講師養成講習の開催を契機として、8割程度の都道府県において、地域の実情に応じて関係する業界団体と連携した周知がなされてございますが、こうした各地域における周知徹底については、継続的な取り組みが必要であるとさせていただきました。これも資料1のほうで最近の状況についてご説明させていただきました。

それから、1ページ目の一番下の丸ですが、これも資料1のほうで説明させていただきましたが、平成30年度には、国土交通省と厚生労働省、環境省との連携の枠組みで、建築物石綿含有建材調査者の制度拡充を行いまして、アスベスト調査に関する総合的な知識

を有する専門家の育成に取り組んでおりますが、小規模建築物の実態把握を早期に進めていくためにも、引き続き、こうした専門家の育成に一層取り組んでいく必要があるということと課題整理をさせていただいております。

そして、2枚目ですけれども、ここからが方針ということになりますが、2枚目の一番上の丸、これらを踏まえて、今後はということで、(1) 特定行政庁における小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備及び実態把握のさらなる推進と、住宅・建築物アスベスト改修事業の活用や衛生上有害な建築物に対する指導・勧告等を通じた除去等の対策の推進、これら除去対策の推進については、本日もいろいろご意見があったとおりで、そうしたものを踏まえて推進していくということかと思っております。

それから、(2) こうした台帳整備や実態把握を充実したものとするための周知徹底や、建築物石綿含有建材調査者などの活用促進、こうした周知徹底、調査者の活用についても本日、さまざまご指摘、ご意見あったとおりにかと思っております。こうしたものについて取り組みを進めることが必要であるということにさせていただいております。

そして、2つ目の丸、また、これらの取り組みについては、これまでに整備してきた施策、補助制度や講習会等による周知等、こうした講習会、周知等についてもいろいろご意見いただきました。こうしたものも活用しつつ、一定期間継続してその進捗を把握した上で、厚生労働省や環境省における取り組みの進捗状況も注視しつつ、必要に応じて課題を再整理することが必要であるとさせていただいております。

そして、最後の丸で、先ほど資料2のほうで整理させていただいておりますし、今日もこの10年間の取り組みについて、非常に成果が出ているといったご指摘も頂戴しております。なお、平成17年の建議及び平成19年、平成28年の総務省勧告において取り組むべきとされた課題については、いずれも方針策定や施策としての取り組みがなされていることから、これらの課題について検討するために設置したアスベスト対策ワーキンググループ(平成20年9月設置)は廃止するというに、案としてはさせていただいております。ワーキンググループのほうでは非常によく取り組んでいただいたという認識は、今日の議論の中でも皆さん持っていたかと思っております。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。〇〇委員。

**【〇〇委員】** ご説明をどうもありがとうございました。先生方のご了解が得られれば、

今お示しいただいた案に私は反対するところはないのですが、ワーキンググループの先生方の議論を今改めてこういう形で見直しをさせていただきますと、ワーキンググループの先生方のお考えの根底に、これは私が勝手に解釈していますが、施策に携わる人を育てることの大切さというのがあるような気がしております。本日の先生方のお話の中にも、知識の伝承とか、結節するとか、きちんとした調査のできる方を育てていく上で、研修など資格の制度というのが重要だというお話がございました。

ワーキンググループの成果というのは、ほんとうに様々にあると思うのですが、中でも調査者の仕組みをつくっていただいたところは非常に大きなものであったと思います。例えば、2ページ目の(2)のところに、調査者などの活用促進についてというふうに書かれておりますが、この表現の根底には、それに携わられる一人一人の人間をつくっていくという行政の仕組みが重要なのだというメッセージが込められているのではないかと。修正してくださいということではないのですが、そういうふうに解釈してもよろしいでしょうかというご質問になりますでしょうか、よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。発言ありますか。

【事務局】 本日、ワーキンググループとの合同開催にさせていただいておりますけれども、ワーキンググループのほうは本日で68回ということになります。私も全て携わっていたわけではございませんけれども、先生方からいろいろ教えていただき、私どもも大変勉強になったと思っております。

調査者育成制度につきましては、その制度構築だけではなくて、当初は講習のためのテキスト等についても先生方の手づくりといたしますか、そうした何もないところから、一から皆さんに手を動かしていただいたと私どものほうでも認識しております。この間のいろんな成果、あるいは形になっていない部分も含めてといたしますか、その中での議論も含めまして、私どもとしてもしっかり引き継いでいきたいと思っておりますし、今後の施策展開に当たっても、そうした議論も認識しながら進めていきたいと思っております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員。

【〇〇委員】 2ページ目の丸の2つ目の「また」のところについてお聞きしたいことがございます。一定期間継続してということで、まさに調査者の育成ですとか、それは、ある程度の期間が必要だというのはわかりますが、この一定期間というのは大体どのくらいを想定しているのでしょうか。厚生労働省ですとか環境省の関係する法律もあるので、

その進捗具合も注視しつつというのは確かにそうだと思うのですが、この一定期間、どれくらいでまた再整理を考えているのかというのが、もしわかればお教えいただければと思います。

**【事務局】** 今日ご紹介いたしましたように、新しい調査者制度も立ち上がって、軌道に乗りつつあるという状況ではございます。ただ、きちんとフォローといいますか、その状況把握は必要かと思っておりますので、ある程度成果が出てくるであろう2、3年後ぐらいには、再整理というか、振り返りが必要かとは思っています。いずれにしても、今後の状況に応じて検討したいと思っております。

**【部会長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、〇〇委員。

**【〇〇委員】** 意見、質問というか、感想という形で一言言わせていただきたいのですが、今までの議論を聞いておまして、非常に皆様方、大変な思いと時間をかけて考えていらっしゃったのだなということを改めて感じました。また、私どもは、これから実際これを施策として推進していかなければいけない立場にはあるわけなのですけれども、改めましてその責任感といいますか、プレッシャーというものを感じているところでございます。

それを進めていく中で1つ気になっていたところが、問題意識の共有をいかに図っていくかというのは、先ほど多くの先生方からもお伝えされているところでございますけれども、実は私もそれを感じております。建築に携わる者としても、私ぐらいの年代になりますと、アスベストというのは非常に当たり前に建築材料として使われていて、その危険性を十分考えなくてはいけないというのは、ごくごく一般常識として知っているのですけれども、今の30代ぐらいの人になりますと、その危険性という以前に、アスベストを知らないという人が結構増えているそうなのです。ですので、この危険性というものを、もちろん各業界、いろんな業界の方、あるいはお施主さんに伝えていくのはもちろんなのですが、それ以前に、職員の中はもちろんなのですが、ほんとうに直近の建築行政の携わる者にも、その辺の認識を教えるほうが持ちながら伝えていかなければいけないということを改めて感じたところでございます。その辺の気を引き締めながら、きちんと漏れないように対応していかなければいけないと思っております。

それと、今後の対応も一通りの施策は出尽くしていると思うのですが、今後2030年が解体のピークを迎えるということなのですが、私はこれからが十分考えなければ

いけない時代なのだろうなと思っているのです。露出しているアスベストの調査というのは、大方のところまで進んできていると思うのですが、やはり隠れているところのアスベストが結構残っているだろうということがございます。特に、お施主さんが自分の目で見て調査しているという実態が多いと思いますので、なかなか天井裏とか、そういうところまで目が届いていないということが実態なのだろうと思います。したがって、今後、解体等を進めていくところで、いかにそれを確実につかまえていくかといったことが大事になっていくのかと思います。

今回、このワーキンググループが廃止されるということにつきましては、私は全く異論はないのですが、今後、新しいステージでの対策が必要になっていくのかと。そういう意味で、厚生労働省さんとか環境省さんと連携して進めていくことになったと、これは必然的に時代の流れもそうなっているのだろうなと思いますし、なかなか建築行政だけでは手に負えないところもありますので、これは大変いいことなのかと私は思っております。ぜひとも3省連携して進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいというのと、最後に一言、一定期間、いろいろ状況を見守ることは必要なことだと思うのですが、個人的には、あんまりその時間はないのかなと思っているところでございます。

以上、感想でございます。失礼いたしました。

**【部会長】** ありがとうございます。はい、お願いします。

**【〇〇WG 委員】** 私は、ワーキンググループの途中から入ったものですから、過去、ほんとうに苦労されたことというのはお聞きするだけでした。今回、ワーキンググループは廃止されるということなので、今後もう意見を言う場がないので、1つだけ。

この調査者の制度ができて、これが活用促進されるということなのですが、少し具体的に提案というか、ご検討いただきたいと思うのです。台帳の質的な向上と、それから活用ということをあわせて考えて、例えば地域ごとということか、1年目は関東地区か、あるいは関西地区でということか、アスベスト調査台帳の中からいくつかピックアップして、調査者による検証を行うというモデル事業をやってはいかがでしょうか。そうすると、両方にとっていいことになるのではないかと。

それから、制度をつくったということに対する検証という意味も込めまして、どういう形になるかわからないのですが、新しい制度、できるだけ専門家を活用していただきたいということを含めて、それをやっていただいて、その結果を定期講習、更新講習のときに、できる部分は情報を出していただいて、現在の調査者の方々のレベルアップにも

つなげていくということがあったらいいなということで、意見を出させていただきました。

【部会長】 貴重なご提言、ありがとうございます。ほか。〇〇委員。

【〇〇委員】 確認です。僕自身も、最後のところのワーキンググループの廃止ですけれども、これは、総務省の勧告の中での対策が終了したという意味合いでということで認識はしているのですが、今後新たな専門的知識を要するような問題がまた起これば、こういったことは設置も含めてあるという認識でもいいのかどうかというところだけは教えていただいて。これは今、平成28年、確かに勧告が出された部分まで、クボタショックからですから、ほんとうに長いところでそういった対策を進めてきたのですが、全て対策が進んだというふうにもまだ思っていないので、今後、そういった部分では、専門的知識があるときには、ぜひ、またここに設置されることがあるのかを再度確認したいと思います。

【部会長】 簡潔にご返答をお願いします。

【事務局】 はい。そういう意味では、今後、課題に応じて必要な体制をつくっていくということは、あり得ることだと思っております。今のワーキンググループは当初のミッションを果たしていただきましたので、一区切りにさせていただきたいと、こういうことでございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。ほか、ございますか。ちょっと予定の時間も過ぎておりますので、この程度にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、この方針で進めていただくということにしたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。資料3の2枚分についてということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、ご異議がないようですので、この方針で決したいと思います。

それから、この間、ワーキンググループは10年にわたって68回というすごい作業をしていただいたこと、ほんとうにありがとうございます。部会はなくなるわけではないので、課題に対してこれからも対応していくことになろうかと思っております。

それでは、これで議事は終了しましたので、以降の進行を事務局にお返しいたします。

(閉会)

【事務局】 本日は長時間にわたるご審議、ありがとうございます。また、ワーキンググループの皆様、ほんとうにありがとうございます。特に、今日、残念ながら欠席の

方がいらっしゃるのこの場におられませんけれども、改めて御礼申し上げたいと思います。

最後に、事務局から閉会のご挨拶を申し上げます。

**【事務局】** 委員の皆様方におかれましては、活発なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の議論におきましては、これまでの取り組みの進捗について一定の評価をしていただきました。また、さまざま重要な検討課題も今日お話をいただきましたので、財政的な支援の面、それから、建築基準法の積極的な弾力的な活用とか、意識の共有、継承とか、他局との連携など、さまざまな重要な課題、これはきっちりと検討してまいりたいと考えております。

また、今後の方針もご確認いただきましたので、引き続き建築物に使われているアスベストがゼロになるというゴールを目指して、これからも積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ワーキンググループの皆様方におかれましては、この10年間に68回という、異例なほど多くの回数を開催していただきまして、その間、私どもに具体的な対策をいろいろと教えていただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。特に、〇〇委員からのご発言にもございましたように、建築物石綿含有建材調査者制度の創設というのが特筆すべき成果ではなかったかと考えております。説明の中にもございましたように、今年度から3省連携ということで制度を見直しておりますが、今後、調査者の一層の増員と質の確保、両面を目指していきたいと考えております。

今回でワーキンググループを一旦閉じさせていただきますが、ワーキンググループの委員の皆様方におかれましては、引き続き国土交通省にご協力を賜れば幸いです。

また、アスベスト対策部会、これは部会長からお話ございましたように、引き続き開催させていただきますので、施策の進捗状況などについて、ご意見あるいはご指摘をいただければ幸いです。

最後になりますけれども、今後とも国土交通省におけるアスベスト対策へのご指導、ご理解、ご鞭撻のほどをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**【事務局】** アスベスト対策ワーキンググループの廃止に係ります具体的な事務的な手続や時期等につきましては、追って事務局からワーキンググループの委員の皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。長い間、ご協力いただきまして、

ほんとうにありがとうございました。

以上をもちまして、第9回アスベスト対策部会、第68回アスベスト対策ワーキンググループの合同会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —